

スクールカウンセラー 勤務条件等に関する要領

1 趣旨

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件および身分取扱いに関する規程（以下、規程）に定めるもののほか、会計年度任用職員であるスクールカウンセラーの勤務条件等に関して必要な事項を定める。

2 業務に必要な資格又は学歴（履修科目）

(1) スクールカウンセラー（有資格者）

- ①公認心理師
- ②公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ③精神科医
- ④児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識および経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

(2) スクールカウンセラーに準ずる者

- ⑤大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ⑥大学もしくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ⑦医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

3 任期

当該年度の4月1日（年度途中の採用にあつては採用日）から当該年度の3月31日まで

※ただし、採用の日から起算して、1月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付採用期間の終了前に、教育委員会が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において会計年度任用職員の任用は正式のものとなる。

※なお、地方公務員法に定める「欠格事項」に該当する者は、会計年度任用職員になることはできない。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 三重県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 再度の任用の有無

有（条件有）

規程第3条第4項第1号から同項第3号までに規定する「公募により難しい場合」又は同項第4号に規定する「公募による必要がないときとして教育長が別に定める場合」

5 再度の任用の判断基準

- ・任用期間中における、業務量（相談件数）、勤務態度、SCとしての適性、従事している業務の進捗状況により判断する。
なお、次の場合は継続任用を行わない場合がある。
 - ア 配置先での勤務について、生徒指導課が度重なる指導・助言を行っても、改善されない若しくは改善が見込まれない場合
 - イ 児童生徒および保護者、並びに教職員からの相談依頼が著しく少ない場合
 - ウ その他、SCとして継続任用がふさわしくないと特に認める事由がある場合

6 業務の内容

スクールカウンセラーは、生徒指導課長および配置、派遣先の所属長の指揮監督のもと、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) 保護者への助言・援助
- (3) 児童生徒集団、学級や学校等の集団に対するアセスメントと助言・援助
- (4) 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施
- (5) いじめや暴力行為等問題行動、不登校、子どもの貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
- (6) 教職員に対するコンサルテーション
- (7) 訪問型支援
- (8) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施、それにかかる資料作成
- (9) その他、児童生徒のカウンセリング等に関し、生徒指導課長および配置、派遣先の所属長が認めるもの

スクールカウンセラースーパーバイザーは、生徒指導課長の指揮監督のもと、次に掲げる業務を行う。

- (1) 緊急支援を要する事案のあった学校等での相談活動、助言等
- (2) スクールカウンセラーに対する指導・助言、研修会講師等、それにかかる資料作成
- (3) スクールソーシャルワーカー等との連携促進のための指導・助言
- (4) その他、スクールカウンセラー活用事業を効果的かつ円滑に実施するために必要な業務

※スクールカウンセラースーパーバイザーは、学識経験者およびスクールカウンセラーの中から生徒指導課長が任命する。

7 勤務場所

三重県内の公立小中学校、義務教育学校、県立学校、教育支援センターおよび生徒指導課長が指定する場所

8 勤務時間・日数、休憩時間

- ・年間勤務時間 805 時間以内
- ・1日当たりの勤務時間

午前8時30分から午後5時15分までのうち、4時間から7時間
 (休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合は45分)
 ※事案の状況に応じて時間をずらして対応をする場合がある。

9 休日

勤務日以外の日

(原則は土日、祝日および年末年始は休日とする。ただし勤務の割振りがあった場合を除く。)

10 休暇制度

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件および身分取扱いに関する規定による。

なお、再度、任用された場合は、年次有給休暇を繰越することができる。

11 報酬

報酬等 (※)	時間額 スクールカウンセラー (有資格者) 5,000円 スクールカウンセラーに準ずる者 3,000円
期末手当	無
その他手当に相当する報酬	通勤手当を別に定める規定に基づき支給
退職手当	無
報酬締切日	毎月末
報酬支払日	翌月21日 (ただし、この日が休日に当たる場合はその前日)
支払方法	口座振込 (法令の規定に従い、源泉徴収がなされます)
昇給	無

※ 「報酬等」は、地域手当相当の報酬を含んだ額。

12 旅費

- ・職員等の旅費に関する条例に基づき支給するものとする。

13 社会保険等

- ・県の規定による公務災害補償の対象となる (又は「労働者災害補償保険法の適用」となる)。

14 退職

- ・任用期間が満了又は死亡の際は、別に発令することなく退職となる。
- ・辞職の申出は、所定の様式により原則30日前に書面により行うものとする。

15 服務

- ・地方公務員法の服務に関する規定が適用される (営利企業等への従事の制限を除く)。
- ・なお、営利企業等へ従事する場合は、事前に届出書を提出するものとする。
- ・法令に基づき失職、懲戒処分、分限処分等となる場合がある。